

フランス民法における人格権保護の発展 — 尊重義務の生成 — (2)

Le développement de la protection du droit
de la personnalité dans le droit civil français
— L'élaboration du devoir de respecter — (2)

石井智弥

抄録

日本における人格権研究のほとんどはドイツ法の研究に依拠している。それは人格権という概念がドイツ法に由来するものであるため、当然のことであるが、日本民法の不法行為はドイツ民法と異なる規定形式を採用している、という点に鑑みると、人格権の内容とされる法益は、ドイツ法的アプローチ以外からも保護しうるといえる。したがって、ドイツ法以外の観点から人格権法の検討を行うことにも、十分な意義があると考えられる。そこで、本研究では、フランスでの人格権保護の状況を考察し、そこから人格権保護の基礎理論の抽出を試みる。

本号においては、ドゥモーグ、フジュロル、ネルソン、ケゼールの研究について分析する。

目次

第1章 はじめに	第2款 ケゼールの人格権論
1. 日本における人格権研究	1. 権利の定義と人格権
2. フランス法研究の意義	2. 人格権の分類
3. 構成	3. 一般的人格権について
第2章 フランスにおける人格権概念の起源 と展開	4. 人格権の保護
第1節 「人格権」概念の導入—ペローの 人格権論	5. ケゼールの分析について (以上、本号)
第1款 総論	第3款 概説書等における人格権の分析
第2款 各論	第4款 小括
第3款 考察 (以上、50号)	第3節 判例の展開
第2節 人格権に関する研究	第3章 立法の展開
第1款 第二次大戦以前の諸説	第1節 民法改正草案と人格権
1. ドゥモーグの精神的利益・損害の 分析	第2節 私生活尊重の権利
2. フジュロルの肖像権論	第3節 身体の尊重
3. ネルソンの非財産的権利論	第4節 人間の尊厳と人格権
4. 人格権概念の位置付け	第4章 人格の尊重
	第5章 結び

第2節 人格権に関する研究

前節で述べたように、ペローによって人格権概念が使われ始めたが、その後、フランスにおいて人格権研究がどのように展開されていったのかをここでは考察する。ペローの後、人格権に言及した者としては、ドゥモーグ (Demogue)、そして1913年に肖像権に関する著作を公表したフジュロル (Fougerol) がいる。後者の文献は写真技術の発達により生じた肖像権侵害に関する裁判が起こり始めた頃に書かれたものであり、その中で、ペローと類似する人格権論が述べられていた。さらにネルソン (Nerson) が非財産的利益の保護について体系的研究を行っており、その中でも人格権を論じていた。本節ではまず、上記の三者の見解をペロー以降、第二次大戦以前までの代表的研究として検討していき、次に第二次大戦後に展開されていった学説を考察する。

第1款 第二次大戦以前の諸説

1. ドゥモーグの精神的利益・損害の分析

ドゥモーグは1911年の著作において、精神的利益について論じている¹。その中で、法は各人が感じる喜びや悲しみの客観的評価をすることになると述べ、物的利益だけでなく、精神的利益の保護の重要性に言及している。ただし、精神的利益が何を意味するのかは、ほとんど明確になっていないという。なぜなら物質的なものにも金銭的な価値だけでなく精神的な価値が含まれているので、すべての利益には精神的な部分があるからだ。

そこでドゥモーグは、精神的利益とは、名誉、氏名、死者の尊重、正当な情愛など、物的財の侵害がなくても害されうる権利を前提とするものであると説き、氏名の権利、家族の権利、公民権には商業的価値を見出すことはできず、精神的価値しかないとする²。その後、1924年の概説書³においてドゥモーグは、財産上に反映される損害以外に、判例は人格権への侵害となる損害を認めていると記し、人格権という表現を用いて、精神的損害を解説している。そこではまず、自己の身体に通常期待しうる利点への侵害を身体的人格への侵害とし、その例として、被告の過失による病気の感染、職務遂行における苦勞、負傷によって生じた苦痛などの事例を挙げている。次に、罵倒する手紙を送り付けることや猥褻なチラシを住居に投函すること、さらには私有地への不法侵入などを精神的人格への侵害の事例として実際の裁判事例から引用した。その他にも、人の評判を害するような行為や本人の意に反して肖像を公表することなども賠償を生じさせるとしている⁴。

ドゥモーグは1924年の概説書で精神的損害の分析を行う際、人格権という表現を用いているが、そこで参考文献として注記されたものが1909年のペローの論文であったことから、同論文が精神的利益ないし精神的損害の研究において重視されていることがうかがえる。そしてさらに、この分野での人格権概念の学問的有用性も認識していたと考えられる。

1 Demogue *Les notions fondamentales du droit privé.essai critique.*,Paris,1911,p.183-192. (2001年の復刻版を参照した) .

2 *ibid.*,p.185-186.

3 Demogue *Traité des obligations en général*,Paris,1924.t.IV.

4 *ibid.*,p.57-60.

2. フジュロルの肖像権論⁵

フジュロルは、肖像権の研究において、人格権概念に触れている。その研究は肖像権の性質を分析することから始まっているが、彼は仮定として所有権的構成、著作権的構成、人格権的構成の三つの考えを挙げ、それぞれを考察した。

まず1905年2月10日にセヌ民事裁判所で下された判決⁶について分析する。この事件では、全ての人々は自己の肖像、自己の顔立ち、自己の肖像写真に対して、時効消滅しない所有権を有しており、この所有権の所持者は自己の肖像写真の公表を禁止することができ、その写真が損害を生じさせるような状況で、本人の意に反して、公表された場合、損害賠償を請求できると判示した。つまり、肖像に関する利益を所有権の一つとしたのであるが、フジュロルはこれに対し、所有権的構成は自己の肖像の権利、肖像権という新しい権利概念を承認し普及させるために、既存の所有権というカテゴリーを用いているにすぎず、所有権との類似性は万人に対抗するという点にしかない、と主張した。さらに、所有権の客体が外的な物ではなく、権利の主体自身であり、所有者が所有物であるというのは矛盾した主張であるとして、所有権的構成を否定した⁷。

次に、人は、彫刻した胸像又は描いた肖像画に対して有している権利と同じ権利を自己の肖像に対し有しているとする、著作権的構成について考察する。これについてフジュロルは、そうした考えは自己の容貌に対する権

利を容貌の客観的表象に対する権利と混同するものだと批判し、「著作権は財産的権利であり、芸術家又は発明家が知的創作を利用し、産業上の発見を利用するのを可能にする。反対に、自己の肖像の権利は、存在している財 (bien) それ自体を保護するのではなく、その客体は人に内在している。」⁸と述べた。容貌は我々自身の一部であり、我々の精神の産物ではないので、自己の容貌に対し著作権を有することはできないとし、したがってこの考え方も否定する⁹。

フジュロル自身が依拠したのは、第三の人格権的構成であった。彼は肖像権を個人の自由の帰結として捉え、人の容貌はその人の思うように自由に利用されるものであり、許可なく人の顔を複製し、広めることは、その人の人格、その人の意思への侵害であると考えていた。そして、前節のペローの説の中で出てきた、「個人を個人として尊重する」という考えは¹⁰、個人が自由に個人の活動を発展させることを可能にさせるものだとし、肖像権はこの考えを基調とする人格権であると主張した¹¹。

フジュロルは、肖像写真の著作権という観点から肖像を保護しようと試みたり、肖像を所有権の一つとして捉えるなど、肖像権を財産的権利に含めようとする考えを否定するために人格権を持ち出したように思われる。つまり、現実には与えられている保護が先行しているものの、理論づけが不確定だった肖像権を、既存の財産的権利ではなく非財産的権利として位置付けるために、人格権概念を用い

5 H.Fougerol *La figure humaine et le droit*, Paris,1913.

6 D.1905.II.389.

7 Fougerol,op.cit.p.15-19.

8 *ibid.*,p.26.

9 *ibid.*,p.19-27.

10 但し、フジュロルはペローの文献を引用しておらず、ペローの名前も出していない。

11 *ibid.*p.27-31.

たと考えられる。もっとも、ペローと共通する考えを人格権の基礎として置いているが、ペローは「身体的個性に関する権利」に肖像権を含めていたのに対し、フジュロルは個人の自由の帰結と捉えている点に違いがある。

3. ネルソンの非財産的権利論¹²

非財産的な利益の研究については、上記二つに見られるように、断片的ないし個別的な法益に関してなされてきたが、ネルソンはこうした利益の研究を包括的に行った。

(1) 財産的権利と非財産的権利

人類が進歩させ発展させた社会においては、交換手段としての金銭は重要性を増大させ、その結果、金銭で評価しうる権利及び負担も重視されてきたと言える。これにともない、金銭的、財産的な性格を持った権利の保護については、多くの研究がなされたが、非財産的性質の権利についての研究は非常に少ない、とネルソンは指摘する¹³。そこでネルソンは非財産的権利の研究に着手するが、その前提として、非財産的権利 (*les droits extrapatrimoniaux*) に関する解説をした。

まず、非財産的な法益に対する名称としては、精神的利益というものがあるが、これについては否定的な立場に立つ。それが不正確な表現であることを示す好例として、ネルソンは人体を引き合いに出す¹⁴。人体は非財産的な客体ではあるが、物質的な物であるからだ。次に金銭的権利と非金銭的権利という表現に関しても、適切ではないと述べる。それは、財産的権利には金銭的価値をもつが金銭で評価しにくいあるいはできない権利も存在するからだ。そこでネルソンは次のように

定義づけた。すなわち、財産的権利はその目的が経済的欲求を満たすことにある権利であり、非財産的権利はその目的が非経済的欲求を満たすことにある権利である、というものだ¹⁵。それゆえ、非財産的権利とは、非経済的目的の、金銭的に評価しえない権利となる。

(2) 非財産的権利の分類

以上の概念的区別を前提にして、ネルソンは、ペローの人格権論を各所で参照しながら、非財産的な法的地位について考察をしている。まず、非財産的権利を個性の観念に関連する非財産的権利、人格の身体的要素に関連する非財産的権利、人格の精神的要素に関連する非財産的権利に分類した。その際ネルソンは、権利として捉えるべきものと法的地位として理解すべきものに峻別して説明している。

(i) 個性の観念に関連する非財産的権利

第一の分類「個性の観念に関連する非財産的権利」には、氏名、住居、身分及び能力、財産 (*patrimoine*)、職業が挙げられている。最初に示された氏名については、氏名権として構成し、「人は第三者に対し、区別された個性として自身を承認し尊重するよう求め、他の人格とのあらゆる混同を防ぐ権利を有する。この氏名権とは自分は自分であるとする権利である。…氏名が個人的なものであろうと家族的なものであろうと、氏名権という言葉で第三者の侵害から保護しようとしているのは、常に、各人に固有な人格の尊重である。氏名権の基礎は本質的に人と結びつく。この基礎はもっぱら人格の固有の利益と関係し、あらゆる財産的観念と異なる。氏名権は完全に人格と結びつく。」と述べている

12 Nerson *Les droits extrapatrimoniaux*, Lyon, 1939.

13 *ibid.*, p.1-2.

14 *ibid.*, p.5.

15 *ibid.*, p.8.

16 *ibid.*, p.44-45.

16. 次に住居に関しては、人の同一性を補完するものと位置付け、一時的に離れることはあるにしても、常にそこに存在しているものとしてみなされる法的な本拠を人は有するとしている¹⁷。ただし、居住することは権利の対象ではないとする。住居の権利は外国人についてのみ問題になるであり、当該国の国籍を持つ者にとっては権利ではなく、個性の一要素であるとする¹⁸。そして三つ目に挙げた身分及び能力については、まず身分に関して、それは法的効果のある人に結びつける上で法律が考慮する一定の資格としている。他方能力については、権利の所持者となれる適性（享受の能力）あるいは自己の権利を行使する適性（行使の能力）と定義している。これらのうち、身分については身分訴権があることから、権利として扱われることがあるが、これは非財産的な法的地位であり、権利ではないとし、「各人が自己の身分あるいは住居の決定から法的な特権を引き出す権利は存在するが、身分の権利あるいは住居の権利はない」と述べた¹⁹。四つ目の財産に関しては、「財産の観念は、論理的に人格の観念から演繹され、財産とは人格の発露、そのようなものとして人に与えられる法的力の表明である」²⁰というオーブリー及びロー（Aubry et Rau）の財産理論を紹介し、古典理論では、財産は観念的、非財産的、そして純粋に学理的な法的地位と捉えていると指摘する。しかしネルソンは、財産の承認を保障する権能

（*prérogative*）は存在しないので、非財産的性格を有するとしても、財産は人格の属性にすぎないとして、法的地位とする見解には与していない²¹。最後の職業については、まず職業とは、人が主たるものとして慣行的に公然と没頭し、規則的で恒常的な存在手段となる職種であるとする²²。だが、労働の自由と職業は区別されなければならないので、職業の権利というのは誤りであると指摘する²³。

(ii) 人格の身体的要素に関連する非財産的利益

身体的要素に関連した非財産的利益については、まず、その保護の問題から考察を始めた。すなわち、国家の専制的権力による身体への侵害からの保護、個人による身体への侵害からの保護、自分自身への侵害からの保護である²⁴。次に、身体に対する権利に関して検討する。人の身体は有形的な客体であるが、物と同一視することはできない。なぜなら物は人ではない単なる有形的客体であるからだ。したがって、人の身体は物とみなすことはできず、また人は自身の身体の所有権者でもないとする。そして自己の身体的完全性を尊重させることから成る非財産的利益は、人格の身体的要素に関連する非財産的性質の法的地位であると考えた²⁵。

(iii) 人格の精神的要素に関連する非財産的利益

まず精神的利益は、次の三つの理念いずれかに結び付くとする。すなわち、個人をそれ

17 *ibid.*, p.48-49.

18 *ibid.*, p.53-55.

19 *ibid.*, p.59.

20 *ibid.*, p.60.

21 *ibid.*, p.61-62.

22 *ibid.*, p.70-72.

23 *ibid.*, p.75.

24 *ibid.*, p.78-125.

25 *ibid.*, p.125-132.

自身として尊重すること、家族の成員としての個人の尊重、国家の成員としての個人の尊重である²⁶。第一の尊重については、肖像権、秘密の権利 (le droit au secret)、名誉権、書作者又は芸術家の精神的権利を問題にした。次に家族の成員としての個人の尊重に関しては、家族の思い出の品及び墳墓、家族の諸権利を検討している。最後の国家の成員としての個人の尊重では、政治的権利や公法上の権利を取り上げている。

(3) 人格権について

人格権の分析においては、ドイツやスイスで論じられていた「一般的人格権 (le droit général de la personnalité)」の概念を、少なくともフランス法では、不要であると断じている。理由としては、その概念が曖昧であるがゆえに法的安定性を脅かすだけでなく、その権利の限界づけが不可能であることを挙げている。そして、人格の諸権利 (les droits de la personnalité) それぞれの内容を明確にし、カタログ化するほうが現実的であるとしている²⁷。またネルソンは、「人格の財 (les biens de la personnalité)」という用語を用いて、非財産的権利の消極的な内容を論じている。つまり、非財産的権利は何かの権限を権利者に与えるのではなく、自己の人格の財に侵害をもたらすあらゆる活動を禁止する権利であるとする²⁸。

以上のように、ネルソンもまた、非財産的権利の分析の中で、人格権概念について言及しているが、ドイツで主張されるほどの実務上の必要性は強調されていない。むしろ、すでに保護の対象となっている非財産的な法益

を理論的に説明する上で、取り上げられる概念の一つとして述べている。

4. 人格権概念の位置付け

財産的利益の保護を中心としてきた民法において、非財産的利益ないし精神的利益の保護をどのように理論づけるか、という議論の中で、人格権概念は論じられている。非財産的損害に対する賠償を民法が制限的に規定していたドイツの法状況と異なり、フランスでは、すでに保護が与えられている非財産的利益の理論的説明ないし体系化の道具として用いられていたと言えよう。また、一般的人格権の是非についても、ドイツでは19世紀後半から20世紀前半まで、否定的な見解が多数を占めていたとされるが²⁹、同時代のフランスでの否定論は、そもそもそのような概念は必要ないという意味で語られており、ニュアンスに相違がある。これらの点は次に述べるケゼールの人格権論にも表れている。

第2款 ケゼールの人格権論³⁰

戦後における人格権の体系的な研究としては、ケゼール (Kayser) の論文が挙げられる。ケゼールはその後、私生活保護に関する研究³¹も行っており、人格権ないし私生活上の利益についてはフランスにおける代表的研究者と考えられる。そこで以下では、ケゼールの人格権論を分析する。

1. 権利の定義と人格権

ケゼールは、人格権を語る前提として、主観的権利の定義について論じることから始めた。サヴィニーやイエーリンクなどドイツの

26 *ibid.*, p.134.

27 *ibid.*, p.350-352.

28 *ibid.*, p.358-359.

29 齊藤博『人格権法の研究』(一粒社、1979年) 36頁以下。

30 P.Kayser “Les droits de la personnalité, aspects théoriques et pratiques” R.T.D.C.1971.

31 P.Kayser *La protection de la vie privée par le droit*, 3 éd. 1995.

学者による権利の定義を検討したのち、サレイユの説に注目する。サレイユによると主観的権利とは「社会的性格の利益に奉仕し、自立的意思によって行使される権限」であるとされる。しかしながらケゼールは、サレイユによって与えられた権利の定義を十分なものと考えなかった。それは、その定義が権利と市民的自由 (liberté civil) との区別を可能にしていないからだという。市民的自由は全ての人に一定の権限を与える。例えば、契約をするあるいは契約をしない自由の場合、この自由は全ての人に契約を締結したりあるいは締結しない権限を与えている。したがって、しばしば、契約をする権利又はしない権利について論じられることがあるが、これは権利の問題ではないという。なぜなら、この自由によって与えられた権限は特定された内容をもっていないからだ。この権限は全ての人に売買契約、賃貸借契約、寄託契約などを締結することを一様に可能にする。反対に、主観的権利は、その内容が特定されている権限を権利の所持人に与える。物権の所持人は、その権利の客体である物を利用し、その果実を収集し、それを処分する権限を有する。債権者は債務者による一定の給付又はその放棄の権限を有する。

それゆえ、次のようにして、サレイユによって与えられた権利の定義を補完した。すなわち、権利とは、「特定された内容を持ち、社会的性格の利益に奉仕する、自立的意思によって行使される権限」である、とケゼールは考えた³²。

次にケゼールは、自らの人格権論に基づいて、生命、身体的完全性、名誉について述べている。これらは、何かをなす権限や他人に何かを要求する権限をその所持者に与えていない。生命、身体的完全性、名誉は侵害され

て初めて姿を見せる利益である。それゆえ、生命、身体的完全性、名誉が侵害された場合、その救済は「侵害された」という事実から生じ、その際に発生する権利は、生じた損害の回復を得る権利である。それゆえこれらは人格権ではないとしている³³。

では、人格権として扱われる法益はどのようなものなのか。ケゼールはそれらを分類ごとに論じている。

2. 人格権の分類

ケゼールの人格権論によると、人格権は「物権に比肩する人格権」、「債権に比肩する人格権」、「著作者及び発明者の精神的権利」に分類される。

(1) 物権に比肩する人格権

(i) 氏名権

氏名権は、その類似性があまりにも大きいことから、長い間、所有権として考えられてきた。判例を見ると、苗字はそれを持つ家族が所有していると判示する判決も存在したという。それゆえ氏名の個別の要素、名前、変名、あだ名は同様にその所持人の所有物として考えられてきた。確かに、氏名の使用権や僭称を禁じる権利など、物権に類似する特徴はあるが、氏名は所有権の客体ではないということは、今日、ほとんどの説が一致して認めており、氏名権は物的客体を対象としないだけでなく、所有権のように排他的でもない。また、財産の一部でないため譲渡することもできない。

結論として氏名は所有権理論によって説明されるものではないとしている。氏名によって個人は他人との識別・区別をされる利益を享受するのであり、氏名権はそのような利益を保護することを目的とした権利であるとする³⁴。

32 Kayser, Les droits de la personnalité . op.cit.,p.446-454, p.492-493.

33 ibid.,p.455-457. ケゼールは「虚偽の人格権 (les faux droits de la personnalité)」という表題で論じている。

(ii) 身体について

次にケゼールは、自身の身体への権利、換言すると自身の身体への処分権について、物権との類似性という観点から分析を行う。

身体への権利は物権と類似しているが、もしこれが物権の一種であるならば、人は自身の身体を処分し、消滅させ、切断することができることになる。実際、身体への権利は自己の身体に物理的行為をなす権限をその権利の所持者に与えるが、これは自分の身体を失わせる権利や自己の身体を切断する権利を認めるということではない。生命を維持するために必要な範囲で身体の一部を犠牲にすることが認められている。その典型例が医療契約である。この契約は、本人の健康回復、少なくとも改善を目的とした行為への合意であり、例えば本人が承諾したとしても、本人に死をもたらす行為はこの契約から排除される。さらに、本人の健康回復以外の例としては、臓器提供や献血、遺体の取り扱いを挙げ、それぞれを検討している。

臓器提供は、本人の健康回復を目的としたものではないので、厳密には医療契約に含まれないが、他人についてであるとしても、生命を救い健康を回復させる点では、医療契約と共通するものがある。こうした行為は無償でなされるべきであり、臓器は売買の対象としてはならないとする。また献血についても、法律で同様に規定され、売買を排除しているという。但し、他人の健康回復ではなく実験のために臓器の提供に同意することは、適法ではないとしている。

最後に、遺体の取り扱いについてであるが、遺体を処分する行為は、遺体に払われるべき

尊重を害さない限り、適法とされる。自身の遺体の処分方法は、遺言の中で記されることがあるが、遺体は動産として所有権の客体にはならず財産として分類されない。また、遺体は、医療・科学・教育目的で解剖されることがあるが、自分自身あるいは相続人が金銭を得る目的で遺体を解剖に供するのではない限り、遺体に対して払われるべき尊重に反するものではないとする³⁵。

(2) 債権に比肩する人格権

(i) 私生活

この分類に該当する人格権としては、第一に私生活尊重の権利を挙げている。実際、フランス民法9条には、私生活尊重の権利に関する規定が置かれている。ケゼールは、判例が私生活保護に努めてきたことを指摘し、分析した。まず判例では、信書の秘密を認める。すなわち、自己の私生活が手紙の中で言及される人に、その公表に対抗する権利を承認した。次に、判例は肖像についての権利を認めた。これは絵画やカメラなどで自分の肖像を複製された者に、自己の肖像の公表に対抗する権利を認めたものである³⁶。ケゼールはこれら信書の秘密の権利と肖像についての権利を、私生活の公表に対抗する権利の個別的特権として位置付けた。

そして、この私生活尊重の権利には私生活の公表に対抗する権限と私生活の詮索に対抗する権限が含まれている、と分析する。さらにこのことは、他人の私生活を公表しない法的義務及び他人の私生活に干渉しない法的義務に対応するものであり、すべての人がこうした一般的義務を負っているとしている³⁷。

34 *ibid.*,p.458-461.

35 *ibid.*,p.461-465.

36 肖像権に関してケゼールが詳細に論じた文献としては、この他にP.Kayser “Le droit à l'image” *Mélanges P.Roubier.* がある。なおフランスの肖像権については拙稿「人格権固有の利益の保護—肖像権を中心に—」*専修法研論集* 32号(2003年)参照。

(ii) 反論権³⁸

ケゼールの分析によると、私生活尊重の権利の権利者が為さない債務 (obligation de ne pas faire) の債権者と類似の立場となるのに対し、反論権の場合、その権利者は為す債務 (obligation de faire) の債権者と類似した立場になるという。そして、反論権とは、定期刊行の出版物が世論の形成に及ぼす影響に対し、人の精神的利益そして場合によっては物質的利益の保護を保障することを目的とするものだとしている。

フランスにおける反論権は1881年7月29日の法律以来認められているが、ケゼールは、「日刊で定期刊行される文書」あるいは「日刊でなく定期刊行される文書」の中での内容に対してのみ、反論権は規定され、その結果、反論そのものは定期刊行される文書の中でしか行われえないということに、異論を唱えている。テレビ及びラジオ放送での内容に対しての反論権も類推して認めるべきだと主張している³⁹。また反論権の重要性については、使用される頻度が少なくとも、マスコミなどの表現手段を有する者がその力を過剰に行使用することを防止する予防的役割という観点において、重要性は高いと述べている⁴⁰。

(3) 著作者及び発明者の精神的権利⁴¹

人格権の中で、著作者の精神的権利と発明者の精神的権利は別個に述べられなければならない、とケゼールは考える。ケゼールによれば、前者は、著作者の非財産的利益の保護を保障することを主たる目的とする特権の総体であるが、後者はその小型版であるという。なぜなら、確かに両者は非財産的利益を保護することを目的としているが、発明者の精神的権利は著作者の精神的権利の全ての特権を含んでいるわけではないからである。どちらも固有の財産的権利を併せ持っているので、別々に分類されなければならない。また著作者は、その本質的な目的が非財産的利益の保護である精神的権利を与えられるだけではなく、同様に自己の著作物についてその利用の独占を有する。同じく、発明の登録及び特許の交付は登録者が発明の利用を独占する根拠であるとする⁴²。

3. 一般的人格権について

人格権保護においては、一般的人格権の承認によって、補完する方法がある。ドイツでは、ボン基本法に基づき一般的人格権の承認がなされてから、人格権保護が飛躍的に発展した。また、スイスでも民法典の中に人格権の規定を置き、一般的人格権による人格権保護の補完という手法を表明している。そして、フランスでも、戦後の民法改正草案において、人格権保護の規定を設け、実現はしていないが、このような手法を採用するかのような気

37 *ibid.*, p.466-469.

38 フランスの反論権については、山口俊夫「反駁権—フランス法を中心として」伊藤正巳編『現代損害賠償法講座2 名誉・プライバシー』（日本評論社、1972年）、大石泰彦『フランスのマス・メディア法』（現代人文社、1999年）83頁以下参照。

39 放送メディアにおける反論権については、1972年7月3日の放送法以降、認められている（大石・前掲92頁以下）。

40 *ibid.*, p.469-472.

41 *droit moral de l'auteur* は「著作者人格権」と訳されることが多いが、人格権概念はドイツ法に由来するものであり、フランス法上認められてきた法益と区別するという趣旨から、*droit moral* は「精神的権利」とし、*droit(s) de la personnalité* を「人格権」と訳すことにした。

42 *ibid.*, p.472-486.

運は見られた。

しかし、これについてケゼールは否定的であった。この一般的人格権の承認は、フランスにおいてはドイツで認められたような有用性を示さないという。なぜなら、フランスの判例は、精神的損害が物的損害と同一に扱われなければならないという考えを確立しており、精神的損害は物的損害と同様に、民法典1382条に基づいて賠償の対象となっているからである⁴³。

4. 人格権の保護

人格権の内容について分析した後、ケゼールはその保護手段についても論じている。人格権侵害においては、刑事サンクションと民事サンクションが機能することになるが、民事サンクションとしては、フランスでも損害賠償の他に侵害行為の差し止めがある。損害賠償についてはフランス民法典1382条に基づき、加害者の過失 (faute) 及び過失と侵害との因果関係を立証しなければならない。これに対し、差し止めの方は、人格権の侵害(判例では特に私生活侵害)が確認されれば十分であるので、保護手段としては損害賠償よりも優れていると評している⁴⁴。

5. ケゼールの分析について

ケゼールは人格権とされる法益を民法上の概念を用いて分類している。「物権に比肩する人格権」・「債権に比肩する人格権」という表現がそれを示している。また、著作権や特許権などの知的財産権との関係にも言及し、人格権を多角的に分析したと言える。さらに一般的人格権については、フランスにおけるその有用性を否定するなど、ドイツでの議論をそのまま導入するようなことをしておらず、フランスでの非財産的利益に対する保護手段の発展を十分に認識している。とりわけ保護手段については、差し止めの根拠として人格権概念が持ち出されている日本の法状況と比較すると、フランスでは人格権に依拠することなく発展してきたことを窺わせている。

以上から、人格権の分析を主眼に置いた内容であるが、人格権概念そのものは、すでに法的保護が与えられている非財産的利益を理論づけ、体系化するための道具概念として用いられており、この点において、戦前における研究と連続性を有していると考えられる。

(いしい・ともや 本学部准教授)

43 ibid.,p.486-488.

44 ibid.,p.500-506.